

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後									改正前								
第1条～第15条 略									第1条～第15条 略								
別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）									別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業 分類	補助 事業	事業実施 主体	補助 対象 経費	基準額	補助率	重要 な 変更	申請 添付 書類	実績 添付 書類	事業 分類	補助 事業	事業実施 主体	補助 対象 経費	基準額	補助率	重要 な 変更	申請 添付 書類	実績 添付 書類
略									略								
②居 宅等 にお ける 医療 の提 供	在宅 医療 連携 拠点 事業	地区医師 会、事業 の実施に 向け県が 必要と認 めた者	略	1か所当たり 5,000千円、 第3欄に掲げる県 が必要と認めた者 の場合は、県が必 要と認めた額	略	略	略	略	②居 宅等 にお ける 医療 の提 供	在宅 医療 連携 拠点 事業	地区医師 会	略	1か所当たり 5,000千円	略	略	略	略
略									略								
別記1～別記6 略									別記1～別記6 略								

附 則

1 この要綱は、令和7年7月9日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。